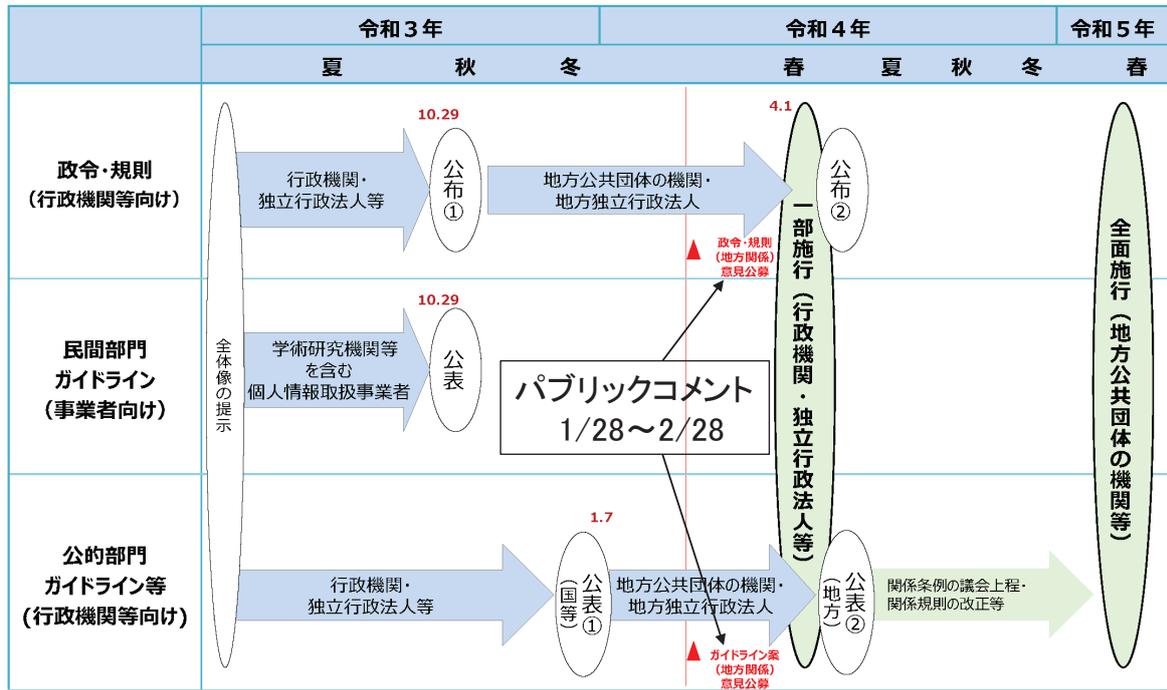


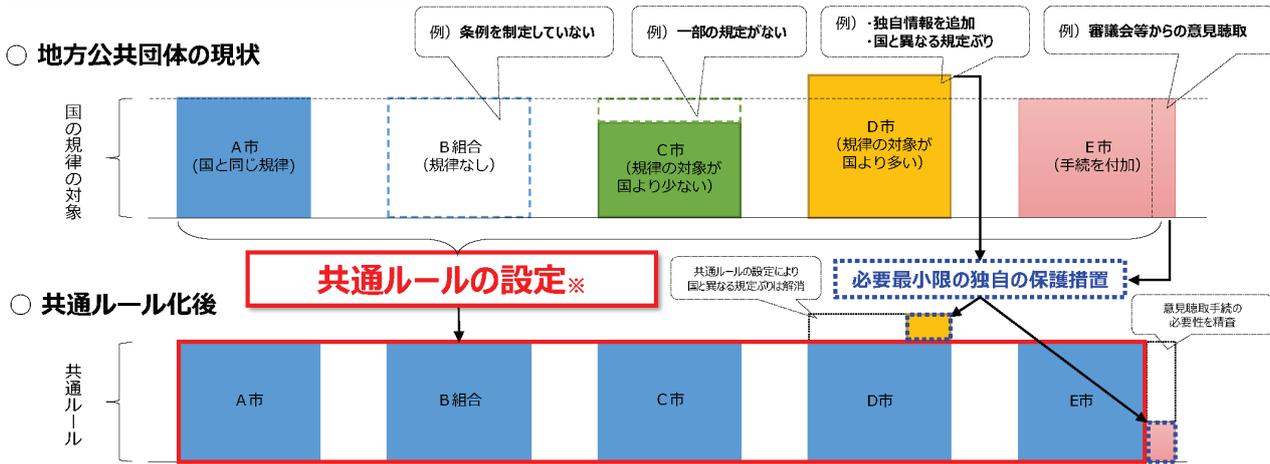
(参考) 令和3年改正個人情報保護法の想定スケジュール



【令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案について(2022.1個人情報保護委員会)に補足】

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の方向性)

<p><地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの></p> <ol style="list-style-type: none"> 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立 <ul style="list-style-type: none"> ※ いわゆる「2000個問題」 <ul style="list-style-type: none"> ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合 <ul style="list-style-type: none"> 例) ・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) 	<p><改正の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な <u>全国的な共通ルールを法律で設定</u> ○ <u>法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定</u> ○ その上で、<u>法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容</u> ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出 <ul style="list-style-type: none"> 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定
---	---



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

【デジタル改革関連法案について(2021.3.26IT総合戦略本部デジタルガバメント分科会)】

● 条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か(衆・内閣3/19立憲・森田)

(平井卓也担当大臣) 現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的には改正法の施行までに一旦リセットしていただく**ことになり、独自の保護措置として存置する規定等については改めて規定していただくことになる。

(時澤政府参考人) 法律案の中におきまして、具体的に**明文の規定で条例の中で取り込むことができるものは**…例えば、条例要配慮個人情報の内容…、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの…本人開示等請求における不開示情報の範囲…本人開示等請求における手数料…本人開示請求の手段、審議会等への諮問、これは既に法律の中で、条例で定めるということができる。

そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則…団体内部の手段…法的効力を伴わない理念的事項…個人保護以外の観点から定められる事項、こういったものにつきましては、条例で定めることができる。**自己情報コントロール権等**につきましては、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる

死者の情報につきましては、…遺族感情の尊重の観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めるというはできる。

オンライン結合制限につきましては、これは全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、オンラインにつきましては**全て、オンライン結合制限**というのは、**条例で上乗せはできない**と整理をしている。

※自民党の委員からも疑問が(参・連合4/27自民・三浦)

「自治体が熟議を重ね、独自に築き上げてきた個人情報保護条例をいとも簡単にリセットという、こういった表現をされるというのは、地方議会出身の私としましてはいささか釈然としない…」

● 棚卸しによる条例の改廃、上乗せ横出し禁止の法的根拠(参・連合4/27立憲 小沢)

(時澤政府参考人) 今回の改正は、全ての地方公共団体に適用されます全国的な共通ルールを法律で規定するもので、個人情報保護の全国的な最低水準を設定するだけでなく、保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるというものでございます。

このような今回の法改正の趣旨に照らしますと、改正後の個人情報保護法におきまして、条例で独自の保護措置を設けることが認められるものは、地域の特性に照らして特に必要がある場合に限り限られると考えております。

衆議院附帯決議(参議院内閣委員会も同趣旨の決議2021.5.11)

2. 国会における附帯決議① (個人情報保護法関係抜粋)

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議(令和3年4月2日衆議院内閣委員会)(抜粋)

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨の通り行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

【法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について(個人情報保護委員会2021.5.19)】

公的部門における個人情報保護の規律の考え方 (2021.6個人情報保護委員会)

5

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

8

個人情報保護委員会が示すガイドライン等

6

公的部門ガイドライン等の全体像（案）

第185回委員会資料抜粋
(令和3年9月22日)

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

10

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- 今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
① 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。 ➢ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。
② 「地域における事務」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。 ➢ 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。
③ 死者に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。

3

【令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案について(2022.1個人情報保護委員会)】

8

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）②

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④ 地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 ➢ 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。 ➢ 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 ➢ 施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。
⑤ 地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要であると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 ➢ 個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。
⑥ 条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 ➢ 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 ➢ 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日を予定。

4

【令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案について(2022.1個人情報保護委員会)】

条例との関係【個人情報保護委員会が許容しているもの】⁹

- ①～③は、条例で定めることが許容される。
④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。

① 条例で定めることが法律上必要な事項

- ・本人開示等請求における手数料(法第89条第2項)
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料(法第119条第3・4項)

② 条例で定めることが法律上許容されている事項の例

- ・「条例要配慮個人情報」の内容(法第60条第5項)
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問(法第129条)
- ・本人開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)
- ・本人開示請求等の手続(法第107条第2項、第108条)

③ 単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項の例

- ・地方公共団体の内部管理に関わる規定
- ・法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定

【個人情報保護法改正都道府県・政令指定都市説明会 第2回(2021.11.24～12.2個人情報保護委員会事務局資料)】

条例との関係【個人情報保護委員会が許容しないとしているもの】¹⁰

④ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項の例

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定(QA案2-2-1)
- ・要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定(QA案3-2-1)
- ・不要な保有個人情報の消去に係る規定(QA案3-2-2)
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定(QA案7-1-1)
- ・開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定(QA案5-2-1)
- ・本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定(QA案5-3-2)
- ・開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定(QA案5-6-1)
- ・訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示すべき旨を定める規定

▼ガイドラインの位置づけ (1 本ガイドラインの目的)

「本ガイドラインのうち、普通地方公共団体に適用される部分については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、**法違反と判断される可能性がある。**」

個人情報保護審議会についての法律とガイドライン案 ¹¹

▼第129条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節(※地方公共団体の施策)の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

▼(個人情報保護委員会ガイドライン案)9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。←許容される「専門的知見」をサイバーセキュリティ等に限定するかのような記述

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。←法を超える制限。上乗せを認めないのは自治立法権の侵害

令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。←データ流通のため保護の上乗せは認めないという姿勢。条例制定権を否定。附帯決議に示された法制定にあたっての立法府の判断を無視。立法過程からも突出した制限。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

審議会についての有識者会議・タスクフォースの見解 ¹²

「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(2021.12)

(5) 条例で定める独自の保護措置 4.

また、現在、多くの地方公共団体の条例においては、個別の個人情報の取扱いの判断に際して、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である審議会等の意見を聴くこととしているが、法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。

←自治体が定型的事例の運用ルールを決めることは認めている

他方、条例で、審議会等の役割として、個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められるものであり、今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる(40頁)。

←自治体の個人情報保護のための審議会の役割は積極的に認めている

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(令和2年12月個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf

※審議会で行うマイナンバー事務の「特定個人情報保護評価」の扱いについては不明

「一問一答令和3年改正個人情報保護法」(2021.11.25商事法務)

富安泰一郎(前内閣官房IT総合戦略室審議官)、中田 響(前内閣官房IT総合戦略室企画官)

Q55 (62頁)

- 1 審議会への諮問は、地方公共団体の機関の間で行われる内部手続であり、改正法の施行後も、地方公共団体の長等が、意思決定に際して審議会等の意見を聴くこと自体は否定されません。
- 2 その一方、Q54で述べたような理由から、改正法の施行後は、地方公共団体の長等が個別の個人情報の取扱いについて審議会等に諮問する必要性は低下するものと考えられます。
それにもかかわらず、地方公共団体の長等が、従来の慣行を単純に踏襲し、本来必要ない場面で審議会等に諮問する事態が頻発するとすれば、改正法全体の趣旨に照らし、望ましくないと考えられます。
- 3 そこで、第129条は、「地方公共団体の機関は……特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定し、地方公共団体に対し、改正法全体の趣旨を踏まえ、審議会等への諮問の必要性を改めて精査することを求めています。

審議会への諮問の必要性を精査することを求めているだけ。

ガイドライン案に示される個人情報保護委員会の地方自治否定の姿勢は突出

審議会諮問の必要性についての日弁連意見書の見解

- ▼地方公共団体における個人情報保護と行政運営上の利活用の必要性とを調整審議過程で原案を修正させたり、運用上の留意点を指摘したりするなどして、適切な運用に寄与
 - ▼専門家に加え住民の代表が加わるところもあり、また議論の過程を公表することで、個人情報を取り扱う政策についての住民参加や情報公開を果たしてきた
 - ▼地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の役割を制限することは、地方自治、住民参加、情報公開の理念に反する。個々の地方公共団体で審議すべき事項については当該地方公共団体が自ら定めるべきことであり、個人データの流通をことさら阻害するものでないならば、法律によって制限する合理性はない。
 - ▼むしろ地方公共団体の具体的な事務状況を踏まえた審議会での議論によってこそ新たな利活用の途を開く可能性があるものであり、適正なデジタル社会推進にとっても有益
- ↓
- ▼審議会の役割に照らせば、審議事項についての「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なとき」という要件は柔軟に解釈すべきである。
 - ▼その構成も情報セキュリティの専門家や個人情報保護法制の専門家にとどまらず、弁護士等法律一般の専門家や、個人情報保護が問題となる、医療、教育あるいは行政と関わるNPO活動などに詳しい者も、広く「専門的な知見に基づく意見」を述べる者に当たるという課題に応じた柔軟な解釈運用がなされるべきである。

←住民代表も「地域の事情」について専門的知見を有する者といえる

【地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書(2021.11.16日弁連)】

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/211116.pdf>

条例要配慮個人情報についての法の規定とガイドライン¹⁵

▼個人情報保護法第60条5（新設）

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、**地域の特性その他の事情**に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに**特に配慮を要するもの**として地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

←「地域の特性」だけでなく「その他の事情」に応じて定められる

▼（個人情報保護委員会ガイドライン案）4-2-6 条例要配慮個人情報

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、**委員会に事前に相談することが望ましい**。

条例要配慮個人情報については、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第75条第1項及び第4項）。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第68条第1項及び規則第43条第5号）。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、**法の趣旨に照らしできない**。←**条例制定権の侵害**

要配慮個人情報についての「最終報告」の考え¹⁶

（5）条例で定める独自の保護措置（39～40頁）

2. 他方、共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではないと考えられる。ただし、個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が**個人情報保護とデータ流通の両立**を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは**特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限ることとするのが適当である**。

←**条例で収集禁止しているセンシティブ情報は、そもそもデータ流通の対象ではなく、独自の保護措置を規定してもデータ流通の支障にはならない**

3. 例えば、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとして「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等が考えられるが、これらは、国の行政機関では保有することが想定されず、行個法・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の「要配慮個人情報」には含まれていないものである。

また、将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報が、行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される。こうした個人情報について、不当な差別、偏見等のおそれが生じる情報として、地方公共団体が条例により「要配慮個人情報」に追加できることとすることが適当である。

▼Q50 条例で置いている取得制限規定を共通ルールで置いていないのは？

公的部門では、法令上の事務の遂行に必要な個人情報しか取得することが認められていないため、特定の種類の個人情報の取得に重ねて制限規定を置く意義は乏しい。…条例も取得を一律に禁止するのではなく、法令上の事務の遂行に必要な場合等には取得を認める内容⇒実質的に同じ趣旨の規律

「規律の重複を排除する観点から、改正後の公的部門の共通ルールでは、現行の行政機関個人情報保護法と同様、要配慮個人情報の取得に特化した規定は置いていません。」(「一問一答令和3年改正個人情報保護法」57頁)

▼日弁連意見書の見解…国が取扱規制を導入することこそ必要

平成27年の個人情報保護法改正により、民間事業者については取得制限や第三者提供制限(オプトアウトの禁止)といった規制が導入された。行政機関個人情報保護法にも要配慮個人情報の概念が導入されたが、個人情報ファイル簿への記載を義務付けるにとどまり、取扱いの規制は未だに導入されていない。

国の行政機関が、法に基づき個人情報を取り扱うからといって、要配慮個人情報の取扱いについて規制せずにおくことが妥当とは言えず、**国の行政機関においても、速やかに要配慮個人情報についての取扱規制を導入することこそが必要**である。

それにもかかわらず、改正法の解釈として、要配慮個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を追加することなどが地方公共団体には許されないとすると、これまでの地方公共団体や民間事業者における取組の実績を否定することとなり、要配慮個人情報を規定する意義を大きく損ない、**個人情報保護の後退をもたらすことは明白**である。

収集の制限について…複雑な調整検討が必要 18

▼個人情報保護法では、収集制限等の規定なし

61条保有の制限、62条利用目的の明示、63条不適正な利用の禁止、64条適正な取得

▼世田谷区条例 ←各自治体の条例は大体このような規定をしている

第6条(適正収集の原則)

実施機関は、個人情報等を収集するときは、個人情報等を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために**必要な最小限の範囲内**で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。←法に「必要最小限」原則はない

第7条(収集禁止事項) ←「条例要配慮個人情報」の検討が必要

実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報等を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教 (2) 社会的差別の原因となる事実 (3) 犯罪に関する事項
- ※法の定める「要配慮個人情報」=人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害
その他政令(心身の障害、健康診断等、診療調剤、刑事事件の手續、少年の保護事件の手續)

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、収集することができる。

- (1) 法令又は条例に定め (2) 正当な行政執行に関連し、その職務の範囲内で行われる場合で、収集することについて審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

第8条(収集の制限) ←本人収集原則はガイドライン案11で「許容されない」

収集するときは、利用目的を明らかにして、**本人から直接これを収集**しなければならない

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき (2) 法令等に定めがあるとき (3) 出版、報道等により公にされているとき (4) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき (6) 審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき ←「特定個人情報」の例外については番号法との検討も必要

▼個人情報保護法には規定がない

▼ガイドライン案 11 条例との関係

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。←上乘せ条例を認めないのは条例制定権の侵害

ただし、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

▼立法担当者の考え(「一問一答令和3年改正個人情報保護法」55頁)

- 1 オンライン結合制限規定の趣旨は、情報管理の安全性を確保する点にあると考えられるが、近年の情報通信技術の進展を踏まえると、情報管理の安全性の水準がオンラインであるかオフラインであるかで決まると考えることに合理的な理由は見出せなくなっている。
←条例の趣旨は単なる安全性確保ではない。「電子計算機を区の仕事を処理する区民の道具として位置づけ、その利用方針や運営について、区民本位、区民参加で決めていこうと考え、この条例を制定」(広報せたがや1976年8月1日号)。
- 2 民間はクラウドサービスの活用が一般化。公的部門も異なる考え方をとる理由はない
- 3 共通ルールではオンライン結合制限規定は設けておらず、情報管理の安全性は、安全管理措置義務の遵守を通じて、オンライン・オフラインを問わず図ることとしている

オンライン結合にともなうリスク・・・オフラインとは別の検討が必要²⁰

▼日弁連意見書の見解

「個人情報保護委員会は、改正法の解釈として、オンライン結合を制限することは許容されないとするが、これはオンライン化における安全性の確保という課題を軽視するものである。オンライン化における安全性の確保はデジタル社会を成立させるための基盤であり、原則禁止はそのような基盤に資する制度である。

デジタル社会を進める上でどのような規制が望ましいかは検討及び改善し続けるべき課題であり、地方公共団体がオンライン結合について規制を設けることを全面的に禁止することは、これまでの地方公共団体の実績を否定し、デジタル社会におけるリスクを増大させ、個人情報保護の後退をもたらすものである。」

※オンライン外部結合での情報提供にともなうリスク

「ii)DV等被害者支援措置に係る情報の取扱い

DV等被害者支援措置に係る情報については、住所地から住所地以外の市町村への個別連絡で対応せざるを得ないことや、都道府県等の関係機関等にDV等被害者に対する的確な支援のために必要となる情報を共有する仕組みが整備されておらず、・・・被害者に係る情報の加害者への漏洩の懸念が払拭できない・・・関係府省において、より幅広く検討することが求められる。」(総務省「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書」15頁(2021.12.28))

※政府クラウドについて

国・自治体の情報を移行するガバメント・クラウドの事業者にアマゾンとグーグルを選定しかし機密性の高い情報の管理は国産クラウド利用方針に(読売オンライン2022. 2.7)

<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220206-OYT1T50208/>

目的外利用・提供…緩い法の規制に対し条例の運用をどう守るか

21

法は行政機関の裁量(「相当・特別の理由」)が大きい← 附帯決議で厳格な運用を求められる

▼個人情報保護法第69条(利用及び提供の制限)

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他提供することについて**特別の理由**があるとき。

▼世田谷区条例 ←本人の同意or法令の定めor審議会の関与or緊急性が必要

第14条(適正利用の原則等)、第15条(目的外利用の制限)、第16条(外部提供の制限)

第17条(電子計算機への記録)、第18条(電子計算機の結合の禁止) ←法に規定なし。番号法のみ

▼ガイドライン案 11条例との関係

個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であつて、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

その他、主な問題となる事項

22

▼議会は独自に取扱を定める必要

世田谷区個人情報保護条例は、実施機関に議会を含む。法は議会は対象外

ガイドライン案4-1-1…「国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外…個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。」

▼行政機関等匿名加工情報の扱い ←運用状況を見ながら判断を

法改正により自治体も匿名加工情報の提案募集を実施しなければならない(国の実績ほとんど無し) 当分の間、都道府県・政令指定都市のみに適用。その他は任意で提案募集可能(附則第7条)

▼死者に関する情報の扱い…世田谷区条例では規定なし

※法…「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて～

※条例…個人情報「個人に関する情報であつて～」

▼個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル簿(ファイル単位)…法で自治体にも作成が義務づけ

個人情報登録簿(事務単位)…現在作成しているもの。今後も作成するかは自治体の判断(併用)

▼開示・訂正・利用中止請求

・不開示情報について情報公開条例との調整が認められている(ガイドライン案7-1-4 開示義務)

・法が定める幅広い不開示情報の類型が自治体にも適用(現行の運用からみてどうか?)

・法では、訂正・中止請求に開示請求の前置が必要になる(開示までは訂正・中止請求できない) 条例では、開示請求前置なしに「(事実でない)と思量するときは」請求可能

・開示等請求者…本人・法定代理人に加え任意代理人(現行条例では特定個人情報のみ)

利益相反や虐待ケースでの運用に課題(詳しくは「2021年改正自治体職員のための個人情報保護法解説」183頁～参照(第一法規2021.11宇賀克也・宍戸常寿・高野祥一)

地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書 2021年11月16日 日本弁護士連合会

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/211116.html>

日弁連は、2021年11月16日付けで「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」を取りまとめ、同月17日付けで内閣総理大臣、デジタル大臣、個人情報保護委員会委員長、都道府県知事、政令指定都市市長、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長、全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長及び全国町村議会議長会会長に提出

本意見書の趣旨

- 1 個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば、要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に否定したり、個人情報保護に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務付けたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす改正法の規定は、速やかに改正するべきである。
- 2 地方公共団体は、現時点における国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自律性をもって、自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきである。

【参考図書】

- ◇2021年改正自治体職員のための個人情報保護法解説(第一法規2021.11.15)
宇賀克也(東大名誉教授)編著 宍戸常寿(東大大学院教授)、高野祥一(大阪経法大准教授)著
- ◇一問一答令和3年改正個人情報保護法(商事法務2021.11.25)
富安泰一郎(前内閣官房IT総合戦略室審議官)、中田 響(前内閣官房IT総合戦略室企画官)

世田谷区の検討予定

【世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 2021.12.24 その他報告資料No. 2】

3 区の個人情報保護制度等の見直しに向けた今後の取組み

改正法の解釈等詳細について、引き続き、国、東京都、他区などからの情報収集に努めるとともに、この間、区として区民の個人情報保護のために積み重ねてきたことを踏まえて検討を進める。

4 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和4年 1月 審議会(勉強会)
- 2月 審議会(諮問)
- 3月 審議会(勉強会)
- 4月 国から改正法の政令・規則の公布及びガイドライン等の公表
- 4月 審議会(小委員会)
- 5月 審議会(小委員会)
- 6月 審議会(答申)
- 7月 政策会議
- 8月 審議会(報告) ※以降、適宜報告
- 9月 企画総務常任委員会(個人情報保護条例等改正(素案))
- 9月 区民意見募集
- 令和5年 2月 企画総務常任委員会(個人情報保護条例等改正(案))
- 2月 令和5年第1回区議会定例会(個人情報保護条例等改正(案)提案)
- 4月 改正個人情報保護条例等の施行